

変更前（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
令和元年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月28日施行
年 月 日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更

変更後 (変更点に下線)

(変更履歴)
 平成27年4月28日施行
 平成27年8月31日変更
 平成28年4月1日変更
 平成28年7月11日変更
 平成28年10月18日変更
 平成29年4月1日変更
 平成29年9月6日変更
 平成30年6月29日変更
 平成30年10月1日変更
 平成31年4月1日変更
 令和元年7月1日変更
令和 年 月 日変更

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(容量オークションの参加の条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合は同一供給区域に属しているものに限る。)を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等</p> <p>イ <u>需要に対する特定抑制依頼</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 (略)</p>	<p>(容量オークションの参加条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれら電源のみを組み合わせる事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア 安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物</p> <p>イ 特定抑制依頼</p> <p>ウ (略)</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウのいずれかの事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>一 太陽光電源又は風力電源の場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、この号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。<u>また、実需給日の前日6時までに、入力した値について見直し、再入力する。</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。</p>	<p>(給電指令の発受令に必要な事項の決定)</p> <p>第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、あらかじめ給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。<u>ただし、必要がある場合には、関係する一般送配電事業者も当事者に含めるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則(令和 年 月 日)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、第15条の4の規定は、経済産業大臣の認可を受けた日から令和3年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日から施行する。</u></p> <p><u>3 第1項にかかわらず、第140条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>